

富士山
世界文化遺産
構成資産

おの はっ かい 忍野八海巡礼ガイド

神秘の湧水

かつて現在の忍野村は湖でした。

富士山の噴火活動を何度も経て、徐々に富士裾野と御坂山系との峽間を水蝕、掘削排水され長い期間の後、ついに湖は涸れました。しかし富士山の伏流水に水源を発する湧水池がいくつか残りました。その代表的な湧水池が現在の忍野八海です。

中期、その湧水池のいくつかは富士修験者の水行の霊場でありました。

天保14年(1843年)、当時富士御手洗元八湖と呼ばれていましたが荒廃していたため、八代郡市川大門村(現 市川三郷町)の長百姓大寄友衛門を中心とした大我講信者と東門寺所持朝日浅間宮(現浅間神社※地元では忍草浅間神社と呼ばれている)氏子により再興されました。こうして元八湖(現忍野八海)は富士講の開祖である角行の修行した内八海、外八海に加え富士登拝を行う富士講信者の巡礼地(富士山根元八湖霊場)となりました。

八つの池には法華経の教えに基き八大竜王が祀られ、石碑に和歌が刻まれました。また、八つの池は占星術により北極星と北斗七星の形を表しています。忍野八海は、「形状、水質、水量、保全状況、景観、仏教思想(富士信仰)など」の観点から、昭和9年(1934年)に国の天然記念物、昭和60年(1985年)に環境庁から名水百選、平成6年(1994年)に県新富岳百景選定地、平成25年(2013年)6月には世界文化遺産に登録されました。

で ぐち 出口池 (一番霊場・構成資産13) 祭神:難陀竜王

八海の中で最も大きな霊水の池



忍野八海の中でこの池だけが離れた場所にあり、他の池が北斗七星を表すのに対し、北極星を意味しているとされています。溶岩塊の下より湧水があり桂川の水源の一つとなっています。

和歌 天つちの ひらけるときに うごきなき
御山の水の 出口と(た)ふとし

かま お釜池 (二番霊場・構成資産14) 祭神:跋難陀竜王

小さくとも、豊富な水量を誇る池



釜中に熱湯が沸騰するように湧水するという形状からこの名が付けられたといわれています。パイカモが清流に揺れる風景を見ることができます。

和歌 ふじの根の ふもとの原に わきいづる
水ぞこの世の おかまなりけり

そこ なし 底抜池 (三番霊場・構成資産15) 祭神:娑伽羅竜王

洗物が消えると云う伝説のある池



榛の木林資料館(有料)の中にあり、八海の中では一番昔の風景を保っています。お釜池と底抜池は地底で水脈が繋がっているといわれています。

和歌 くむからに つみはきえなん 御ほとけの
ちかひぞふかき そこぬけの池

ちょう し 銚子池 (四番霊場・構成資産16) 祭神:和脩吉竜王

縁結びの池と伝えられている



酒を注ぐ銚子の形からこの名が付けられたといわれています。池の底の砂地から砂を巻き上げて水が湧いているのがよく見えます。

和歌 くめばこそ 銚子の池の さわぐらん
もとより水に なみのある川

わく 湧池 (五番霊場・構成資産17) 祭神:徳叉迦竜王

忍野八海一の湧水量と景観を誇る池



忍野八海を代表する池で、珪藻土からなる水中洞窟からの湧水量は豊富で、セキショウモを揺らしています。1983年には宇宙で雪を作る実験にこの湧池の水が使われました。

和歌 いまもなほ わく池水に 守神の
すへ(ゑ)の世かけて かわ(は)らぬぞしる

にごり 濁池 (六番霊場・構成資産18) 祭神:阿那婆達多竜王

一杯の水を断り濁ったといわれる池



湧池に隣接し、阿原川に注いでいる景観は美しいです。みすばらしい行者が一杯の水を求めたが断られ、池の水が濁ってしまったという伝説があります。

和歌 ひれふらす 龍の都のあらましき
くみてしれとや にごる池水

かがみ 鏡池 (七番霊場・構成資産19) 祭神:摩那斯竜王

水面に富士山を映す池



富士山の姿が鏡のように映るので鏡池と呼ばれています。古くは鱒池とも呼ばれていました。この池にはすべての事の善悪を見分けるという伝説があります。

和歌 そこそみて のどけき池ハ これぞこの
しろたへの雪の しづくなるらん

しょう ぶ 菖蒲池 (八番霊場・構成資産20) 祭神:優鉢羅竜王

菖蒲にまつわる美しい伝説が残る池



端午の節句の菖蒲湯に使われるサトイモ科の菖蒲が植えられています。石碑越えに見える霊峰富士の美しい景色を見ることができます。

和歌 あやめ草 名におふ池ハ くもりなき
さつきの鏡 みるこちせり

忍野八海周辺マップ



お問合せ先

忍野村観光協会
TEL.0555-84-4222



忍野村観光案内所
TEL.0555-84-4221

忍野村役場
TEL.0555-84-3111



- 分 → 徒歩所用時間
- 石碑設置場所
- 公衆トイレ
- 駐車場
- 観光案内所
- 公園
- 路線バス停
- 高速バス停
- 部分は車両通行不可

(令和元年作成)
(令和2年2刷)
(令和3年4刷)
(令和4年5刷)
(令和5年6刷)